

民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳述書

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

※入札方法に関する問合せ

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月21日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 福井 琢真

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月 7日 午前 9時00分から 令和 8年 5月14日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月20日 午前 9時30分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 5月28日 午前11時00分 場 所 東京地方裁判所民事第21部
特別売却 実施期間	令和 8年 5月21日 午前 9時20分から 令和 8年 5月25日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月21日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

所在及び地番 品川区東大井二丁目1042番95

地 目 宅地

地 積 11.24平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 72581分の5258

土地の符号 2・3

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 145162分の5258



物件明細書

令和 7年12月15日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 鈴木知保

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

Aが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しを猶予される。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ

- ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
 - 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも掲載されています。



物件目録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 品川区東大井二丁目1042番地21
構 造 軽量鉄骨造陸屋根3階建
床 面 積 1階 248.22平方メートル
2階 268.09平方メートル
3階 209.50平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 東大井二丁目1042番21の210
建物の名称 210
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造3階建
床 面 積 1階部分 5.19平方メートル
2階部分 24.91平方メートル
3階部分 18.55平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1
所在及び地番 品川区東大井二丁目1042番21
地 目 宅地
地 積 488.93平方メートル
土地の符号 2
所在及び地番 品川区東大井二丁目1042番45
地 目 宅地
地 積 31.92平方メートル
土地の符号 3



物 件 目 録

所在及び地番 品川区東大井二丁目1042番95

地 目 宅地

地 積 11.24平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 72581分の5258

土地の符号 2・3

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 145162分の5258



令和8年2月12日

現況調査補充書

東京地方裁判所

執行官 中野真英

当庁令和7年(ケ)第488号不動産競売事件について、別紙のとおり聴取したので、補充する。

(別紙)

令和7年(ケ)第488号

電話聴取書

聴取日時 令和8年2月10日午後4時35分
聴取者 東京地方裁判所執行官 中野真英
相手方 管理会社 株式会社国土信和 [REDACTED] 氏

([REDACTED])

要旨 下記のとおり

記

- 1 本件建物(ミハス東大井 210号室)について、漏水の可能性が確認されたので、お知らせします。
- 2 本件建物2階部分の真下には駐輪場(共用部)が設けられているところ、駐輪場内が突然水浸しの状態になっていて、周囲の外観を確認したところ、本件建物2階床下部分に相当する駐輪場の天井部分から漏水している状況が現認されました。

現在、詳細な調査は未了のため、確たる原因は特定できていませんが、漏水している部分には配水管が通っていて、降雪があった2月8日頃の急激な外気温の低下等の影響により、本件建物の配水管の一部が損傷した可能性があります。そこで、本件建物の給水バルブ(元栓)を閉栓してみたところ、駐輪場の天井部分から水が落ちてくることはなくなりました。

なお、1階玄関部分から水が流れ出ている状況はなかったものの、現時点では、本件建物の内部の状況は確認できていません。

以上

令和7年(ケ)第488号
令和7年11月5日受理
令和7年11月20日提出
(評価人：岩下剛佳)

現況調査報告書

東京地方裁判所

執行官 中野真英

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物件目録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 品川区東大井二丁目1042番地21

構 造 軽量鉄骨造陸屋根3階建

床 面 積 1階 248.22平方メートル
2階 268.09平方メートル
3階 209.50平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 東大井二丁目1042番21の210

建物の名称 210

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造3階建

床 面 積 1階部分 5.19平方メートル
2階部分 24.91平方メートル
3階部分 18.55平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 品川区東大井二丁目1042番21

地 目 宅地

地 積 488.93平方メートル

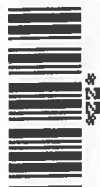
土地の符号 2

所在及び地番 品川区東大井二丁目1042番45

地 目 宅地

地 積 31.92平方メートル

土地の符号 3



物 件 目 録

所在及び地番 品川区東大井二丁目1042番95

地 目 宅地

地 積 11.24平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 72581分の5258

土地の符号 2・3

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 145162分の5258



占有者及び占有権原 (物件1関係)		
占有範囲	■全部 <input type="checkbox"/>	
占有者	<input type="checkbox"/> 債務者 ■A	
占有状況	<input type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>	
■関係人 (■B (借借人の妻) ■C (貸主代理GATES enterprise(株従業員)) の陳述 ■提示文書 (回答書、契約書) の要旨		
占有権原	■賃借権 <input type="checkbox"/> 使用借権 <input type="checkbox"/>	
占有開始時期	令和4年7月1日	
最初の契約等	契約日	令和4年6月23日
	期間	令和4年7月1日から ■令和6年6月30日まで 2年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
更新の種別	<input type="checkbox"/> 合意更新 ■自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新	
現在の契約等	期間	令和6年7月1日から ■令和8年6月30日まで 2年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()
	借主	■占有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()
賃料・支払時期等	毎月金129,000円 (毎月末日限り翌月分支払) <input type="checkbox"/> 前払 () 分 () 円) <input type="checkbox"/> 相殺 () 分 () 円)	
敷金・保証金	■ない <input type="checkbox"/> ある (<input type="checkbox"/> 敷金 () 円 <input type="checkbox"/> 保証金 () 円)	
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡・転貸を認める <input type="checkbox"/>	
その他	上記賃料のほかに月額12,000円の共益費あり 借主は、当初はBであったが、その後当事者間の合意によりAに変更された。 借主から、令和7年12月21日をもって契約を終了する旨の解約申入れあり	
執行官の意見	■上記のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり <input type="checkbox"/> 「執行官意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (賃借人Aの妻)	<p>1. 私は、本件建物の賃借人Aの妻です。賃借人Aとともに本件建物に住んでいます。本件建物は、当初、私が所有者から賃借していましたが、その後、借主を私からAに変更しています。その際の当事者間の覚書きがあるので、賃貸借契約書とともに提出します。</p> <p>また、賃貸借契約は自動更新されていて、現在の契約期間は令和6年7月1日から令和8年6月30日までとなっていますが、本年12月21日をもって契約を終了するよう貸主側に解約申入れをしていて、受理されています。</p> <p>2. ペットは飼っていません。</p> <p>3. 本件建物に不具合等はありません。</p> <p>(令和7年11月14日面接聴取)</p>
■ C (GATES enterprise(株) 従業員)	<p>1. 本件建物は、所有者が賃借人Aに賃貸しています。GATES enterprise(株)は、本件建物について所有者との間でマスターリース契約を締結しているものではなく、貸主代理の立場で賃貸管理の業務を行っているものです。</p> <p>(令和7年11月18日電話聴取)</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

執行官の意見

1. 本件対象物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
2. 本件マンションの占有状況等は、次のとおりであった。
 - ① 集合郵便受け及び玄関表札のいずれにも氏名等の表示はなかった。
 - ② 初回臨場時には不在であったが、立入調査時には、賃借人Aの妻Bが在宅していた。
 - ③ 賃借人側からは、占有に関する回答書及び賃貸借契約関係書類が提出された。所有者に対し占有に関する照会書を送付したが、現在までの間に回答書等の提出等はない。
 - ④ 関係人からは、「関係人の陳述等」欄記載の要旨を聴取した。
 - ⑤ 本件建物は、室内に家具や日常生活用品等があり、個人の居宅として使用されていた。
3. 上記現場の状況、前記関係人の陳述、提出された回答書・賃貸借契約関係書類等から、本件建物は、賃借人Aが居宅として占有していると認められ、その契約内容は4枚目に記載のとおりであった。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

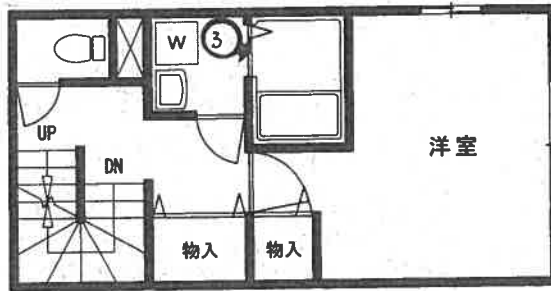
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調査の場所等	調 査 の 方 法 等
令和7年11月6日	当庁（郵便）	■ライフライン照会（水道）
令和7年11月6日	当庁（郵便）	■所有者に照会書送付
令和7年11月7日 13:10-13:24	物件所在地	■物件確認 ■物件調査 ■占有調査 ■写真撮影 □図面作成 □評価人同行 □占有者等から面接聴取 ■占有者に対する臨場日時通知書・照会書投函
令和7年11月10日	当庁（FAX）	■管理費等に関する調査
令和7年11月14日 11:10-11:19	物件所在地	■物件確認 ■物件調査（立入調査） ■占有調査 ■写真撮影 ■図面作成 ■評価人同行 ■B（賃借人Aの妻）から面接聴取
令和7年11月18日 10:08-10:13	当庁（電話）	■C（貸主代理GATES enterprise(株)従業員）か ら聴取
<p>(特記事項)</p> <p>■ 令和7年11月14日 目的物件が不在で施錠されている場合に備えて、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p>□ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠 させて建物内に立ち入った。</p> <p>□ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p>□</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

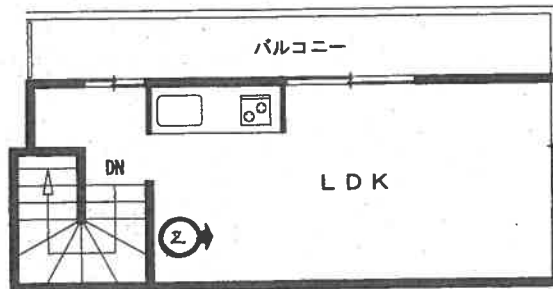
210



1 階



2 階



3 階

←○: 写真撮影位置と方向

1



2



3



平成7年(ケ)第488号
令和8年3月11日評 価

東京地方裁判所 御中

評 価 書
(補 充)

評価人 岩 下 剛 佳

既提出の令和7年（ケ）第488号競売事件に関わる令和7年11月30日付評価書について評価額算出の過程の見直しを行い，以下のとおり補充する。

第1 補充後の評価額

物件番号	評 価 額
物 件 1	金 2 4 , 8 5 0 , 0 0 0 円

第2 補充の理由

- 1 別紙電話聴取書のとおり管理会社から情報提供があった事実

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり		(住居表示) 品川区東大井2丁目27番16号 (マンション名, 部屋番号) MIJAS (ミハス) 東大井 210号室
番号	特 記 事 項		
	なし		

* 現況欄に記載のない事項については，登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 品川区東大井二丁目1042番地21

構 造 軽量鉄骨造陸屋根3階建

床 面 積 1階 248.22平方メートル
2階 268.09平方メートル
3階 209.50平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 東大井二丁目1042番21の210

建物の名称 210

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造3階建

床 面 積 1階部分 5.19平方メートル
2階部分 24.91平方メートル
3階部分 18.55平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 品川区東大井二丁目1042番21

地 目 宅地

地 積 488.93平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 品川区東大井二丁目1042番45

地 目 宅地

地 積 31.92平方メートル

土地の符号 3

物 件 目 録

所在及び地番 品川区東大井二丁目1042番95

地 目 宅地

地 積 11.24平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 72581分の5258

土地の符号 2・3

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 145162分の5258

第4 目的物件の位置・環境等

前回評価と同じ。

第5 補充後の評価額算出の過程

本件は区分所有建物であり、買受人が投資用不動産として保有することも社会的・経済的観点から合理的と判断されるので、積算価格と収益価格を求めて、これらを調整して得た価格に基づき、競売市場を前提とした評価額を下記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

前回評価と同じ。

II 収益価格の試算

前回評価と同じ。

III 評価額の判定

1 試算価格の調整

前回評価と同じ。

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに、滞納管理費等相当額及びその他の控除（敷金等）を考慮して評価額を決定した。

調整後の価格（円） ア	市場性 修正 イ	競売市場 修正 ウ	滞納管理費等 相当額の減価 エ	その他の控除 （敷金等） （円） オ	評 価 額 （円） カ
32,700,000	× 0.95	× 0.80	× 1.00		= 24,850,000

ア 調整後の価格：積算価格と収益価格を調整した後の適正価格。

イ 市場性修正：漏水の原因が本件専有部分の設備による場合は、買受人が修繕費を負担する可能性があることを考慮して市場性修正を行った。

ウ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した修正を行った。

エ 滞納管理費等相当額の減価：必要なし。

オ その他の控除（敷金等）：買受人の引受けとなる敷金等の預り金の控除。本件の場合なし。

カ 評 価 額：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（品川-16）

所 在：品川区東大井2丁目1064番1「東大井2-25-10」
価 格：810,000円／㎡
位 置：京浜急行本線「立会川」駅の東方道路距離約220m
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：213㎡
供給処理施設：水道，ガス，下水
接 面 街 路：南東7.5m区道
用途地域等：準工業地域（建ぺい率60%，容積率300%），準防火地域
地域の概要：一般住宅，共同住宅，事務所が混在する住宅地域

2 前回の売却基準価額

26,160,000円

以 上

令和8年3月11日

評価人 不動産鑑定士

岩 下 剛 佳

(別紙)

令和7年(ケ)第488号

電話聴取書

聴取日時 令和8年2月10日午後4時35分
聴取者 東京地方裁判所執行官 中野真英
相手方 管理会社 株式会社国土信和 氏

要旨 下記のとおり

記

- 1 本件建物(ミハス東大井 210号室)について、漏水の可能性が確認されたので、お知らせします。
- 2 本件建物2階部分の真下には駐輪場(共用部)が設けられているところ、駐輪場内が突然水浸しの状態になっていて、周囲の外観を確認したところ、本件建物2階床下部分に相当する駐輪場の天井部分から漏水している状況が現認されました。

現在、詳細な調査は未了のため、確たる原因は特定できていませんが、漏水している部分には配水管が通っていて、降雪があった2月8日頃の急激な外気温の低下等の影響により、本件建物の配水管の一部が損傷した可能性があります。そこで、本件建物の給水バルブ(元栓)を閉栓してみたところ、駐輪場の天井部分から水が落ちてくることはなくなりました。

なお、1階玄関部分から水が流れ出ている状況はなかったものの、現時点では、本件建物の内部の状況は確認できていません。

以上

令和7年(ケ)第488号
令和7年11月14日現地調査
令和7年11月30日評価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 岩 下 剛 佳

第1 評価額

物件番号	評 価 額
物 件 1	金 2 6 , 1 6 0 , 0 0 0 円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり		(住居表示) 品川区東大井2丁目27番16号 (マンション名, 部屋番号) MIJAS (ミハス) 東大井 210号室
番号	特 記 事 項		
	なし		

* 現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 品川区東大井二丁目1042番地21

構 造 軽量鉄骨造陸屋根3階建

床 面 積 1階 248.22平方メートル
2階 268.09平方メートル
3階 209.50平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 東大井二丁目1042番21の210

建物の名称 210

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造3階建

床 面 積 1階部分 5.19平方メートル
2階部分 24.91平方メートル
3階部分 18.55平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 品川区東大井二丁目1042番21

地 目 宅地

地 積 488.93平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 品川区東大井二丁目1042番45

地 目 宅地

地 積 31.92平方メートル

土地の符号 3

物 件 目 録

所在及び地番 品川区東大井二丁目1042番95

地 目 宅地

地 積 11.24平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 72581分の5258

土地の符号 2・3

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 145162分の5258

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位置・交通	京浜急行本線「立会川」駅の東方道路距離約 220m(徒歩約 3分), 品川区東大井 2 丁目 27 番街区に位置する。 (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	小規模一般住宅, 低層の共同住宅, 診療所等が混在する住宅地域。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 準工業地域 60% (指定) 200% (指定) 準防火地域 第 2 種高度地区, 日影規制 4h-2.5h/4m
画地条件	地積 形状 間口・奥行 地勢 その他	532.09 m ² (符号 1~3 合計) 不整形 約 3.4m・約 29m 平坦 特になし
接面道路の状況等	北東側現況幅員約 4.0m~約 4.9m 舗装区道 (建築基準法 42 条 1 項 1 号又は 42 条 2 項該当) にほぼ等高に接面する中間画地。	
土地の利用状況等	符号 1: 物件 1 を含む一棟の建物敷地等として利用されている。建物の配置は附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり。 符号 2, 3: 隣地 (1042 番 93, 94) 所有者との共有となっており, 隣地所有者が通路等として使用している。 符号 2, 3 と符号 1 の境界にはフェンスが設置されており相互に行き来はできない。	
供給処理施設 (基本的には敷地内への引き込みの有無を基準としている)	上水道 都市ガス 下水道	あり あり あり
敷地権の表示	敷地権の種類 敷地権の割合	所有権 符号 1: 72,581 分の 5,258 符号 2, 3: 145,162 分の 5,258

特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 品川区の浸水ハザードマップ，高潮浸水ハザードマップ，多摩川洪水ハザードマップ，津波ハザードマップ（立会川）に浸水予想の記載あり。 羽田空港に発着する航空機の新飛行経路（南風時 A 滑走路到着経路）のほぼ真下に位置している。
------	--

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	MIJAS（ミハス）東大井	
建物の用途	共同住宅（総戸数 19戸）	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（閉鎖登記記載） 経過年数 経済的残存耐用年数	平成27年2月9日新築 約11年 約24年
構造・延床面積	軽量鉄骨造陸屋根3階建 延床面積 725.81㎡	
仕様	外壁 その他	サイディングボード等 なし
設備等	集合郵便受，自転車置場，ゴミ置場，防犯カメラ等	
建物の品等	普通	
管理の形態等	管理組合 管理会社 管理形態	あり (株)国土信和 委託管理
管理の状況	普通	
特記事項	建築基準法上の長屋（連棟式の共同住宅）である。	

(2) 専有部分の概要

構造・種類	軽量鉄骨造3階建・居宅	
位置	1階～3階（210号室）・角部屋 主要開口部の方位：北及び東向き	
床面積	専有面積	48.65㎡
	共用部分を含む現況床面積	52.36㎡
間取り	1LDK	
バルコニー等	3階北側にバルコニーあり	
仕様	天井	ビニールクロス等
	床	フローリング等
仕	内	ビニールクロス等
	設	システムキッチン，ユニットバス，トイレ， ガス給湯器等
その他	なし	
保守管理の状態	普通	
管理費等	管理費	8,580円（月額）
	修繕積立金	4,170円（月額）
	その他	なし
	滞納額	なし
	遅延損害金	なし
	（令和7年11月5日現在）	
専有部分の利用状況等	下記〈建物の占有者等の状況一覧〉のとおり。	
特記事項	建物賃借人より以下の陳述あり。 ・建物や設備の不具合等はない。ペットは飼育していない。 ・本年12月21日付で賃貸借契約を中途解約する予定である。	

〈建物の占有者等の状況一覧〉

賃貸人等	賃借人等	占有開始日	契約期間	月額賃料	預り金等
所有者	現占有者	R4.7.1	R6.7.1 ～ R8.6.30	129,000円 (別途共益費 12,000円)	なし

占有権原は賃借権。現占有者が住居として使用している。

第5 評価額算出の過程

本件は区分所有建物であり，買受人が投資用不動産として保有することも社会的・経済的観点から合理的と判断されるので，積算価格と収益価格を求めて，これらを調整して得た価格に基づき，競売市場を前提とした評価額を下記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

1 基礎となる価格

① 建物価格

目的建物の再調達原価を，建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて下記のとおり建物価格を求めた。

再調達原価（円／㎡） ア	現況床面積（㎡） イ	現 価 率 ウ	建物価格（円） エ
289,000	× 52.36	× 0.69	= 10,440,000

ア 再調達原価：一棟の建物の平均単価

イ 現況床面積：固定資産関係証明書記載の現況床面積（共用部分を含む）を採用。

ウ 現価率：

- ・経過年数約 11 年，経済的残存耐用年数約 24 年，観察減価率 0%
- ・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し，現価率を下記のとおり査定した。
現価率：経済的残存耐用年数÷(経過年数+経済的残存耐用年数)×(1-観察減価率)
現価率=24年÷(11年+24年)×(1-0.00)=0.69（小数第3位を四捨五入）

エ 建物価格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った

② 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

更地価格		地積 (㎡)	建付減価	敷地権の割合	敷地権価格 (円)	
標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ					ウ
符1	748,000	× 0.79	× 488.93	× 1.00	× 5,258/72,581	= 20,930,000
符2	748,000	× 0.79	× 31.92	× 1.00	× 5,258/145,162	= 680,000
符3	748,000	× 0.79	× 11.24	× 1.00	× 5,258/145,162	= 240,000
合 計						21,850,000

ア 標準画地価格: 下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況(間口、奥行、規模等)が標準的な中間画地を想定した。

地価公示 品川-16

$$\begin{aligned}
 & \text{(公示価格等)} \quad \text{(時点修正)} \quad \text{(標準化補正)} \quad \text{(地域格差)} \quad \text{(規準価格)} \\
 & 810,000 \text{ 円/㎡} \times 109/100 \times 100/100 \times 100/118 = 748,000 \text{ 円/㎡} \\
 & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

時点修正: 令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正: 必要なし。

地域格差: 公示地の所在地域は対象地域に比し、街路条件、環境条件、行政的条件で優ること等を考慮して、総合の地域格差を判定した。

イ 個別格差: 減価要因としての形状等を考慮して、総合の個別格差を判定した。

ウ 地 積: 登記数量による。

エ 建付減価: 必要なし。

オ 敷地権割合: 登記記載による敷地権の割合による。

カ 敷地権価格: 1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

2 積算価格（敷地権付建物の価格）

建物価格（円） ア	敷地権価格（円） イ	価格補正 ウ	個別格差 エ	占有減価修正 オ	積算価格（円） カ
（ 10,440,000	+ 21,850,000 ）	× 1.00	× 1.02	× 1.00	= 32,940,000

ア 建物価格：前記 1①エ

イ 敷地権価格：前記 1②カ

ウ 価格補正：必要なし。

エ 個別格差：階層別補正…… なし
 位置別等修正… 1.02（角部屋）
 その他…………… なし
 相乗積 $1.00 \times 1.02 = 1.02$

オ 占有減価修正：必要なし。

カ 積算価格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

II 収益価格の試算（DCF法による）

目的物件は賃貸借に供されている建物であり、その賃貸状況は標準的で妥当と判断されるため、現行の賃貸条件を参考として収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される有効純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法（Discounted Cash Flow法）による収益価格を以下のとおり求めた。

ただし、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、さらに、競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約によるため、必ずしも現行の賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《DCF法による価格査定表》

3年間の 有効純収益 現価の合計	正味復帰価格の現価					収益価格
	4年目の 有効純収益	最終 還元 利回り	3年目期末 復帰価格*1 $1 \div \text{ウ} \times (1 - 0.03)$	複利 現価率 *2 (3.8%)	正味復帰 価格現価	
ア	イ	ウ	エ	オ	エ×オ=カ	ア+カ=キ
(円)	(円)	(%)	(円)		(円)	(円)
3,789,759 (11.8%)	1,304,600	4.0	31,636,550	0.8941	28,286,239 (88.2%)	32,080,000 (100%)

*1 売却に要する仲介手数料等を売却価格（イ÷ウ）の3%と査定した。

*2 複利現価率の計算式

$$1 \div (1 + 3.8\%)^3 = 0.8941 \text{ (小数第5位を四捨五入)}$$

ア 3年間の有効純収益現価の合計：目的物件を賃貸することにより保有期間中（第1期～第3期）に得られるであろうと予測した各期の有効純収益を、複利現価率で現在価値に割り戻した額の合計である。

イ 4年目の有効純収益：保有期間終了後（4年目）の有効純収益である。

ウ 最終還元利回り：4年目の有効純収益から売却予測価格を求める還元利回りであり、標準的還元利回りに対象不動産の個別リスク等を考慮して査定した。

エ 3年目期末復帰価格：4年目の有効純収益を最終還元利回りで還元して求めた売却予測価格から対象不動産の売却に伴う仲介手数料相当額等を控除した価格である。

オ 複利現価率：一般市場及び競売市場における類型別収益物件の標準的な還元利回り等を参考に査定した。

カ 正味復帰価格現価：保有期間終了後に得られる正味復帰価格の現在価値である。

キ 収益価格：保有期間中に得られる有効純収益の現在価値と保有期間終了後の売却予測価格の現在価値の合計額で、1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

Ⅲ 評価額の判定

1 試算価格の調整

積算価格及び収益価格を下記のとおり試算した。

目的物件は最寄り駅に近い利便性に優れる連棟式共同住宅(タウンハウス)で、自用物件として居住用途等又は投資目的等多様な需要が予想される。

以上勘案し、積算価格をやや重視した関連付けを行い、所要の修正を行ったうえ、調整後の価格を下記のとおり求めた。

① 積算価格	32,940,000 円
② 収益価格	32,080,000 円
③ 調整後の価格	32,700,000 円

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに、滞納管理費等相当額及びその他の控除(敷金等)を考慮して評価額を決定した。

調整後の価格(円) ア	市場性修正 イ	競売市場修正 ウ	滞納管理費等相当額の減価 エ	その他の控除(敷金等) (円) オ	評価額 (円) カ
32,700,000	× 1.00	× 0.80	× 1.00		= 26,160,000

ア 調整後の価格: 積算価格と収益価格を調整した後の適正価格。

イ 市場性修正: 必要なし。

ウ 競売市場修正: 「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した修正を行った。

エ 滞納管理費等相当額の減価: 必要なし。

オ その他の控除(敷金等): 買受人の引受けとなる敷金等の預り金の控除。本件の場合なし。

カ 評価額: 1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

第6 参考価格資料

地価公示価格（品川-16）

所 在：品川区東大井 2 丁目 1064 番 1「東大井 2-25-10」
価 格：810,000 円／㎡
位 置：京浜急行本線「立会川」駅の東方道路距離約 220m
価 格 時 点：令和 7 年 1 月 1 日
地 積：213 ㎡
供給処理施設：水道，ガス，下水
接 面 街 路：南東 7.5m 区道
用途地域等：準工業地域（建ぺい率 60%，容積率 300%），準防火地域
地域の概要：一般住宅，共同住宅，事務所が混在する住宅地域

第7 附属資料

位置図
公図（旧土地台帳附属地図）写
建物図面・各階平面図写

以 上

令和 7 年 11 月 30 日

評価人 不動産鑑定士

岩 下 剛 佳

位置図



1 : 6,000 相当
 地図使用承認(C)マッフル第7-013号

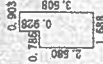
(C)2023 MAPPLE, Inc.

地図上の1センチは約60メートル

登記年月日：平成30年3月9日

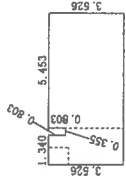
各階平面図

1階



求積表	
1.688 × 2.580	= 4.355040
0.903 × 0.928	= 0.837984
合計	5.193024
床面積	5.19 m ²

2階



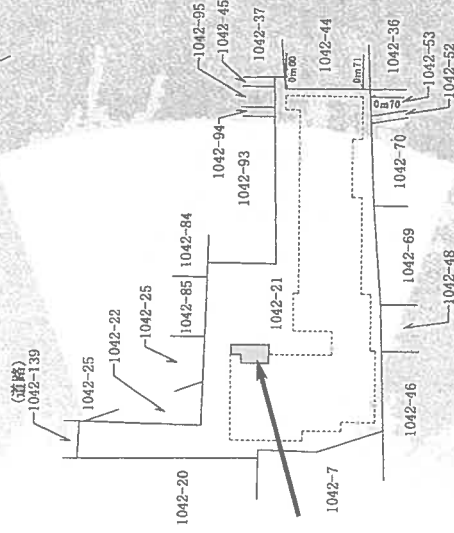
求積表	
7.148 × 2.723	= 19.464004
1.340 × 0.803	= 1.076020
5.453 × 0.803	= 4.378759
合計	24.918783
床面積	24.91 m ²

3階



求積表	
7.148 × 1.813	= 12.959324
6.973 × 0.803	= 5.599319
合計	18.558643
床面積	18.55 m ²

目的物件(専有部分)



建物の存する部分Ⅰ～Ⅲ階

建物図面 (19)

家屋番号 専大井二丁目 1042-21-210
 建物の所在 品川区東大井二丁目1042番地2Ⅰ

A3判をA4判に縮小

作成者

士岸実直調査士

(平成30年3月2日作成)

縮尺 1/250

申請人

株式会社セルゲートジャパン
代表取締役

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年8月12日 東京法務局品川出張所

登記目録